

# 税 務 証 明 交 付 申 請 書

十日町市長 様

年 月 日

※窓口に来られた個人の住所・氏名等を記入し、本人確認書類を提示してください。

▼ 窓口に来られた人はどなたですか。(申請人)	
住 所	
フリカゝナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日
電話番号(携帯可)	( ) -

▼ どなたの証明書が必要ですか。(納税義務者・所有者等)			
<input type="checkbox"/> 本人  <input type="checkbox"/> 被相続人 (亡くなられた人) ※確認資料が必要です	個人 の 場 合	住 所	
		フリカゝナ	
		氏 名	
		生年月日	明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 (関係: ) ※委任状が必要です	法人 の 場 合	所在地	
		法人名 及び 代表者名	
		電話番号	( ) -

▼ どのような証明書が必要ですか。				
土地・家屋等資産関係	所得・収納・営業等関係			
_____年度	_____年度 ( _____年分)			
1. 納税義務者証明書	通	13. 所得証明書	通	
2. 評価証明書 <input type="checkbox"/> 資産全部 <input type="checkbox"/> 一部	通	14. 所得課税証明書 <input type="checkbox"/> 児童手当用	通	
3. 公課証明書 <input type="checkbox"/> 資産全部 <input type="checkbox"/> 一部	通	15. 営業証明書	通	
4. 資産証明書・無資産証明書	通	16. 軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用) (標識番号: )	通	
5. 住宅用家屋証明書	通		通	
6. 名寄帳兼課税台帳	通	17. 納税証明書	市民税・県民税	通
7. 公図の写し	通		固定資産税・都市計画税	通
8. 閲覧(土地台帳・名寄帳・公図)	回		軽自動車税(種別割)	通
9. 地番参考図	通		国民健康保険税	通
10. 評価格通知書	通		法人市民税	通
11. 航空写真	通		未納がない証明	通
12. その他 ( )	通	18. その他 ( )	通	

【▽ 職員記入欄 ▽】

申請者本人確認	添付書類確認	取扱者	通数	金額
A <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 領収証 <input type="checkbox"/> 登記		<input type="checkbox"/> @1,300 通 <input type="checkbox"/> @450 通 <input type="checkbox"/> @350 通	円
B <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> キャッシュカード <input type="checkbox"/> 診察券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 車検証 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> @100 通 <input type="checkbox"/> 無料 通 <input type="checkbox"/> コピー 通	

**▼土地・家屋等資産関係の特記事項**

所在地	家屋番号	地目・種類	地積・床面積	備考
			m <sup>2</sup>	

※亡くなられた方の証明書は、法定相続人の請求以外に発行することはできません。

申請人本人の身分証明書のほかに次の2点が確認できる書類が必要になります。

○亡くなられた方の死亡年月日が確認できる戸籍（除籍）謄本

○亡くなられた方との続柄を確認できる戸籍謄本

※賦課期日（1月1日）以降に所有権移転の登記をし、新たに所有者となった人が請求する場合は、そのことを確認できる登記簿謄本が必要です。

※借地人・借家人が請求する場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。

※固定資産評価額通知書の請求の際に、登記官の印の押印のある「固定資産評価額通知書交付依頼書」の持参がない場合は、所有者の委任状が必要です。

※詳しくは窓口の職員におたずねください。